

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 11 日

各

都道府県
市 町 村
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

麻しん及び風しんの定期の予防接種に係る対応について

現在、麻しん及び風しんの定期の予防接種（以下「定期接種」という。）に使用されている乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン（以下「MR ワクチン」という。）については、「乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンの今後の供給見通し等について」（令和 6 年 12 月 12 日付け健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課・感染症対策課連名事務連絡。以下「供給見通し事務連絡」という。）において、武田薬品工業株式会社の MR ワクチンの出荷停止の継続を受け、第一三共株式会社及び阪大微生物病研究会による前倒し出荷等が引き続き行われることにより、例年と同程度の供給量が確保される見込みである旨をお知らせしています。

また、供給見通し事務連絡に記載のとおり、厚生労働省においては、MR ワクチンの安定的な供給の確保や定期接種の確実な実施の観点から、各製造販売業者に対し、定期接種を実施する医療機関への供給等を優先する依頼を行うなど、MR ワクチンの流通改善に向けた取組を進めており、各自治体においても管内地域の適切な供給確保に御協力いただいていると承知しています。

他方で、一部の自治体及び医療機関においてなお、MR ワクチンの供給が行き届いていない旨の報告を受けていること、これまで接種を受けられていない対象者による短期間の駆け込み需要により接種体制の確保が困難な場合もあり得ることから、下記のとおり、接種対象期間内に接種を受けられないと見込まれる者の取扱い等をお示ししますので、特段の御配慮をいただき、円滑な定期接種の実施のため必要な対応を講じていただくようお願いします。

記

1. 接種対象期間内に接種を受けられないと見込まれる者の取扱いについて

麻しん及び風しんの定期接種は、第 1 期（生後 12 月から生後 24 月に至るまでの間にある者）、第 2 期（5 歳以上 7 歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の 1 年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの）に加え、令

和 6 年度末までの追加的措置として、第 5 期（昭和 37 年 4 月 2 日～昭和 54 年 4 月 1 日生まれの男性であって、抗体検査の結果、風しんの抗体が不十分な方）に該当する方に対して接種を行うこととされているところ、期間内に接種を受けられない、又は受けられなかった者が見込まれることから、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号。以下「令」という。）第 3 条第 2 項及び予防接種法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 27 号。以下「規則」という。）第 2 条の 8 第 4 号に基づき、下記の（１）及び（２）のとおり接種対象期間を超えて接種を行って差し支えないこととしますので、特段の御配慮をお願いいたします。

（１）考え方について

現在、供給見通し事務連絡に記載の取組等を通じて、MR ワクチンの安定供給が図られてはいるものの、

- ・ 一部地域において、接種者のもとにワクチンが届くまでの供給の接続が上手くいっておらず、局地的かつ一時的に大幅なワクチンの偏在等が生じていること
- ・ それに起因して、当該地域では、接種が各年代とも後ろ倒しになっている現状があり、他方で、接種体制には限界があることから、一定程度、年度内に接種を受けられない者がいると見込まれること

から、今般、規則第 2 条の 8 第 4 号に規定する「災害、令第 3 条第 2 項に規定する特定疾病に係るワクチンの大幅な供給不足その他これに類する事由」に該当するものとし、当該事由により接種対象期間内に定期接種を受けられなかった者については、令第 3 条第 1 項に規定する時期を超えた場合であっても、麻疹及び風しんの定期接種を実施して差し支えないこととします。

【対象者について】

第 1 期	令和 6 年度内に生後 24 月に達する、又は達した者であって、MR ワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと市町村長が認める者
第 2 期	令和 6 年度における第 2 期の対象者（5 歳以上 7 歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の 1 年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの）であって MR ワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと市町村長が認める者
第 5 期	昭和 37 年 4 月 2 日～昭和 54 年 4 月 1 日生まれの男性であって、令和 6 年度末までに抗体検査を実施した結果、風しんの抗体が不十分な方であって MR ワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと市町村長が認める者 (注) 令和 7 年度以降、抗体検査を実施した方は対象外。

（２）対象となる場合の接種可能期間について

今般のMRワクチンの偏在や供給の課題については、厚生労働省から、製造販売業者及び卸売販売業者に対して不足を訴えている自治体や医療機関に対するワクチンの配送を依頼する等の対応をとることで改善に向かっていること、接種体制の限界については、令和６年度末で接種対象期間が終了することに起因していることから、令第３条第２項に規定する「特別の事情」は令和６年度末まで（令和７年３月３１日まで）で解消が見込まれるため、令第３条第２項の規定に基づき、令和７年４月１日から令和９年３月３１日までの２年間、接種対象期間を超えて接種を行って差し支えないこととします。

２．麻しん及び風しんの定期接種対象者に対する積極的な接種勧奨等について（再周知）

現時点において、各製造販売業者から卸売販売業者への継続的な出荷が行われており、卸売販売業者から医療機関等への適切な量の発注に応じた対応が可能である旨の報告を受けていますので、今般、接種対象期間が延長されることも踏まえ、「麻しん及び風しんの定期接種対象者に対する積極的な接種勧奨等について（依頼）」（令和６年１２月２６日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長・厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課長連名通知）にて周知のとおり、麻しん及び風しんの流行予防等の観点から、定期接種の対象者であって接種を受けていない者及びその保護者に対して、引き続き情報提供及び積極的な接種勧奨の取組を行うようお願いいたします。

３．MRワクチンの安定供給について（再周知）

定期接種を希望する方が適切に接種できる数量のワクチンが順次供給される予定ですが、ワクチンの偏在を防ぎ安定的な供給を図るためには、各医療機関等に対して適切な量が提供されることが必要であることから、引き続き、供給見通し事務連絡記載の留意事項について、貴管内の医療機関等や卸売販売業者に対して周知徹底いただくようお願いいたします。

以上